

○羽村・瑞穂地区学校給食組合議会会議規則

昭和 46 年 6 月 15 日規則第 1 号

最終改正 令和 4 年 11 月 22 日議会規則第 1 号

第 1 章 総則

(参集)

第 1 条 議員は、招集の当日開議定刻前議場に参集し、その旨を議長に通告しなければならない。

(欠席の届出)

第 2 条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け当日の開議時刻までに議長に届出なければならない。

(議席)

第 3 条 議員の議席は、一般選挙後最初の会議において議長が定める。

2 選挙後あらたに選挙された議員の議席は、議長が定める。

3 議長は、必要があると認めるときは、討論を用いないで会議にはかつて議席を変更することができる。

第 4 条 会期は、毎会期の初めに議会の議決で定める。

2 会期は、招集された日から起算する。

(会期の延長)

第 5 条 会期は、議会の議決で延長することができる。

(会期中の閉会)

第 6 条 会議に付された事件をすべて議了したときは、会期中でも議会の議決で閉会することができる。

(議会の開閉)

第 7 条 議会の開閉は、議長が宣告する。

(会議時間)

第 8 条 会議時間は、午前 10 時から午後 5 時までとする。

2 議長は、必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員 2 人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

3 会議の開始は、号令で報ずる。

(休会)

第9条 議事の都合その他必要があるときは、議会は、議決で休会とすることができる。

2 議長が特に必要があると認めるときは、休会の日でも会議を開くことができる。

(会議の開閉)

第10条 開議・散会・延会・中止又は休憩は、議長が宣告する。

2 議長が会議を宣告する前又は散会・延会・中止若しくは休憩を宣告した後は、何人も議事について発言することができない。

(定足数に関する措置)

第11条 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席議員が定足数に達しないときは、議長は、延会を宣告することができる。

2 会議中に定足数を欠くに至るおそれがあると認めるときは、議長は、議員の退席を制止し、又は議場外の議員に出席を求めることができる。

3 会議中定足数を欠くに至ったときは、議長は、休憩又は延会を宣告する。

(出席催告)

第12条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第113条の規定による出席催告の方法は、議場外に現在する議員又は議員の住所に、文書又は口頭をもつて行なう。

第2章 議案及び動議

(議案の提出)

第13条 議員が議案を提出しようとするときは、その案をそなえ、理由を付け、法第112条第2項の規定によるものについては所定の賛成者とともに連署し、その他のものについては2人以上の賛成者とともに連署して、議長に提出しなければならない。

(一事不再議)

第14条 議会で議決された事件については、同一会期中は、再び提出することができない。

(動議成立に必要な賛成者の数)

第15条 動議は、法又はこの規則において特別の規定がある場合を除くほか、他に1人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第16条 修正の動議は、その案をそなえ、法第115条の3の規定によるものについては、1人以上の賛成者とともに連署して議長に提出しなければならない。

(先決動議の措置)

第17条 他の事件に先だつて表決に付さなければならない動議が競合したときは、議長が表決の順序を定める。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第18条 会議の議題となつた事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び会議の議題となつた動議を撤回しようとするときは、議会の承認を得なければならない。

2 議員が提出した事件及び動議で前項の承認を求めようとするときは、提出者から請求しなければならない。

第3章 議事日程

(日程の作成及び配付)

第19条 議長は、開議の日時、会議に付する事件及びその順序等を記載した議事日程を定め、あらかじめ議員に配付する。ただし、やむを得ないときは、議長がこれを報告して配付にかえることができる。

(日程の順序変更及び追加)

第20条 議長が必要があると認めるときは、議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて、議事日程の順序を変更し、又は他の事件を追加することができる。

(議事日程のない会議の通知)

第21条 議長は、必要があると認めるときは、開議の日時だけを議員に通知して会議を開くことができる。

2 前項の場合、議長は、その開議までに議事日程を定めなければならない。

(延会の場合の議事日程)

第22条 議事日程に記載した事件の議事を開くに至らなかつたとき、又はその議事が終らなかつたときは、議長は、さらにその日程を定めなければならない。

(日程の終了及び延会)

第23条 議事日程に記載した事件の議事を終つたときは、議長は、散会を宣告

する。

- 2 議事日程に記載した事件の議事が終らない場合でも、議長が必要があると認めるとき又は議員から動議が提出されたときは、議長は、討論を用いないで会議にはかつて延会することができる。

第4章 選挙

(選挙)

第24条 議会において選挙を行うときは、議長は、その旨を宣告する。

- 2 議長において行う選挙の投票用紙は、議長が定める。

(立会人)

第25条 投票による選挙を行う場合において、議長は、議員の中から2人の立会人を指名して投票の点検に立会せなければならない。

- 2 前項の立会人は、議長が議員の中から会議に諮って定める。
- 3 投票の効力は、議長が立会人の意見を聞いて決定する。

(選挙結果の報告)

第26条 議長は、選挙の結果を直ちに議会に報告するとともに当選人に当選の旨を告知しなければならない。

(関係書類の保存)

第27条 議長は、投票の有効、無効を区別し、当該当選人の任期中関係書類とともにこれを保存しなければならない。

第5章 発言

(発言の許可)

第28条 発言は、すべて議長の許可を得た後、登壇してしなければならない。

ただし、簡易な事項については、議席で発言することができる。

- 2 議長は、議席で発言する議員を登壇させることができる。

(発言の要求)

第29条 会議において発言しようとする者は、挙手して「議長」と呼び、自己の番号を告げ、議長の許可を求めなければならない。

- 2 2人以上挙手して発言を求めたときは、議長は、先に挙手した者と認める者から指名して発言させる。

(討論の方法)

第30条 討論については、議長は、最初に反対者を発言させ、次に賛成者と反

対者をなるべく交互に指名して発言させなければならない。

(議長の発言討論)

第31条 議長が議員として、発言しようとするときは、議席に着き発言し、発言が終つた後議長席に復さなければならない。ただし、討論したときは、その議題の表決が終るまでは、議長席に復することができない。

(発言内容の制限)

第32条 発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲をこえてはならない。

2 議長は、発言が前項の規定に反すると認めるときは注意し、なお従わない場合は発言を禁止することができる。

3 議員は、質疑に当つては、自己の意見を述べることができない。

(質疑、討論の省略又は終結)

第33条 質疑又は討論が終つたときは、議長は、その終結を宣告する。

2 質疑又は討論が続出して容易に終結しないときは、議員は、質疑又は討論終結の動議を提出することができる。

3 議員は、特に必要があると認めるときは、質疑又は討論省略の動議を提出することができる。

4 質疑若しくは討論終結の動議又は質疑若しくは討論省略の動議については、議長は、討論を用いないで会議にはかつて決める。

(表決時の発言制限)

第34条 表決の宣告後は、何人も発言を認めることができない。ただし、表決の方法についての発言は、この限りでない。

(一般質問)

第35条 議員は、組合の一般事務について、議長の許可を得て、質問することができる。

2 質問者は、議長の定めた期間内に議長にその要旨を文書で通告しなければならない。

(緊急質問)

第36条 質問が緊急を要するとき、その他真にやむを得ないと認められるときは、前条の規定にかかわらず、議会の同意を得て質問することができる。この場合における議会の同意については、議長は、討論を用いないで会議にはから

なければならない。

- 2 前項の質問がその趣旨に反すると認めるときは、議長は、直ちに制止しなければならない。

第37条 議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て自己の発言を取消し、又は議長の許可を得て発言の訂正をすることができる。ただし、発言の訂正は、字句に限るものとし、発言の趣旨を変更することはできない。

第6章 表決

(表決問題の宣告)

第38条 議長は、表決をとろうとするときは、表決に付する問題を会議に宣告する。

(不在議員)

第39条 表決宣告の際、議場にいない議員は、表決に加わることができない。

(条件の禁止)

第40条 表決には、条件を付けることができない。

(起立による表決)

第41条 議長は、表決をとろうとするときは、問題を可とする者を起立させ、起立者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

- 2 議長が起立者の多少を認定しがたいとき、又は議長の宣告に対して出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、記名又は無記名の投票で表決をとらなければならない。

(投票による表決)

第42条 議長が必要があると認めるとき、又は出席議員2人以上から要求があるときは、記名又は無記名の投票で表決をとる。

- 2 同時に記名投票と無記名投票の要求があるときは、議長は、いずれの方法によるかを無記名投票で決める。

(記名及び無記名投票)

第43条 投票による表決を行う場合には、問題を可とする者は賛成と、否とする者は反対と、所定の投票用紙に記載し、投票箱に投入しなければならない。ただし、記名投票の場合は、議員の氏名を併記しなければならない。

(白票の取扱)

第44条 投票による表決において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかで

ない投票は、否とみなす。

(表決の訂正)

第45条 議員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

(簡易表決)

第46条 議長は、問題について異議の有無を会議にはかることができる。異議がないと認めるときは、議長は、可決の旨を宣告する。ただし、議長の宣告に対して、出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、起立の方法で表決をとらなければならない。

(表決の順序)

第47条 議員の提出した修正案は、表決をとらなければならない。

2 同一の議題について、議員から数個の修正案を提出されたときは、議長が、表決の順序を定める。その順序は、原案に最も遠いものから先に表決をとる。ただし、表決の順序について出席議員2人以上から異議があるときは、議長は、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

3 修正案がすべて否決されたときは、原案について表決をとる。

第7章 請願

(請願書の記載事項等)

第48条 請願文書には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名(法人の場合にはその名称及び代表者の氏名)を記載しなければならない。

2 請願を紹介する議員は、請願書の表紙に氏名を記載しなければならない。

3 請願書の提出は、平穏になされなければならない。

(請願文書表等の作成及び配付)

第49条 議長は、請願文書表又は請願文の写を作成し、議員に配付する。

2 請願文書表には、請願書の受理番号、請願者の住所及び氏名、請願の要旨、紹介議員の氏名並びに受理年月日を記載する。

3 請願者数人連署のものはほか何人と、同一議員の紹介による数件の内容同一のものはほか何件と記載する。

(陳情等の処理)

第50条 議長は、陳情書又はこれに類するもので、その内容が請願に適合するものは、請願書の例により処理するものとする。

第8章 秘密会

(指定者以外の退場)

第51条 秘密会を開く議決があつたときは、議長は、傍聴人及び議長の指定する者以外の者を議場の外に退去させなければならない。

(秘密の保持)

第52条 秘密会の議事の記録は、公表しない。

2 秘密会の議事は、何人も秘密性の継続する限り、他にもらしてはならない。

第9章 辞職及び資格の決定

(議長及び副議長の辞職)

第53条 議長が辞職しようとするときは副議長に、副議長が辞職しようとするときは議長に、辞表を提出しなければならない。

2 前項の辞表は、議会に報告し、討論を用いないで会議にはかつてその許否を定める。

3 閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。

(議員の辞職)

第54条 議員が辞職しようとするときは、議長に辞表を提出しなければならない。

第10章 規律

(品位の尊重)

第55条 議員は、議会の品位を重じなければならない。

(服装)

第56条 何人も議場に入るときには、見苦しくない服装をしなければならない。

(議事妨害の禁止)

第57条 何人も会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(離席)

第58条 議員は、会議中みだりに議席を離れてはならない。

(禁煙)

第59条 何人も会議中は、喫煙してはならない。

(新聞等の閲読禁止)

第60条 何人も会議中は、参考のためにするもののほか、新聞紙又は書籍の類を閲読してはならない。

(議長の秩序保持権)

第61条 すべて規律に関する問題は、議長が定める。ただし、議長は、必要があると認めるときは、討論を用いなくて会議にはかつて決める。

第11章 懲罰

(懲罰)

第62条 議員に懲罰事犯があるときは、議長は、討論を行なわないで議会に諮って決めることができる。

第12章 公聴会、参考人

(公聴会開催の手續)

第63条 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第64条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第65条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第66条 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第67条 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第68条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第69条 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、第66条、第67条及び第68条の規定を準用する。

第13章 会議録

(会議録の記載事項)

第70条 会議録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開会及び閉会に関する事項並びにその年月日時
- (2) 開議、散会、延会、中止及び休憩の日時
- (3) 出席及び欠席議員の氏名
- (4) 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名
- (5) 説明のため出席した者の職氏名
- (6) 議事日程
- (7) 議長の諸報告
- (8) 議員の異動並びに議席の指定及び変更
- (9) 会議に付した事件
- (10) 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
- (11) 選挙の経過
- (12) 議事の経過
- (13) 記名投票
- (14) その他議長又は議会において必要と認める事項

(会議録署名議員)

第71条 会議録に署名すべき議員は、2人とし、議長が会議において指名する。

第14章 議員の派遣

第72条 法第100条第13項の規定により議員を派遣しようとするときは、議会の議決でこれを決定する。ただし、特に緊急を要する場合又は閉会中にあつては、議長において議員の派遣を決定することができる。

2 前項の規定により、議員の派遣を決定するに当たっては、派遣の目的、場所、

期間その他必要な事項を明らかにしなければならない。

第 15 章 補則

(会議規則の疑義)

第 73 条 この規則の疑義は、議長が決める。ただし、異議があるときは、会議にはかつて決める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (昭和 56 年 6 月 25 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和 56 年 6 月 1 日から適用する。

付 則 (平成 26 年 2 月 26 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (令和 4 年 11 月 22 日議会規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。